資料①

「大阪市こども・若者の自殺危機対応チーム事業」について

健康局健康推進部こころの健康センター

１　趣旨（概要）

令和７年４月より開始する「大阪市こども・若者の自殺危機対応チーム事業」について事業概要を説明する。

２　目的

全国的にこども・若者の自殺が増加傾向にあり、自殺予防の取り組みを強化していく必要があるが、こども・若者が自殺に至る背景や要因は多岐に渡り、本市においても身近な地域の支援者である学校や区役所等が連携して支援しているが、その対応に苦慮している実態がある。

このような状況を踏まえ、自殺対策に詳しい多職種により構成される専門家チーム（以下「自殺危機対応チーム」という）を組織し、学校や区役所等に求められる自殺防止の支援に対して、専門的な支援者支援を行う「大阪市こども・若者の自殺危機対応チーム事業」の利用について、区役所から支援要請等をいただくため、事業概要を説明する必要がある。

３　事業内容

（１）　支援対象者

自殺リスクのある児童生徒を身近な地域で支援する学校や区役所（子育て・教育・保健・福祉の担当部署）等の職員

（２）対象事例

学校と区役所等が連携し支援している中で、対応に苦慮している自殺リスクのある児童生徒（大阪市こどもサポートネット事業対象者、要保護児童、要支援児童等）

（３）支援内容

区役所担当者からの支援要請により、自殺危機対応チームが自殺リスクのある児童生徒の見立て（リスクの見極め）、支援方針、対応や支援方法について検討し助言を行う。

（４）事業の流れ

別紙事業イメージ図のとおり

（５）区担当部署での業務
　こころの健康センターへの支援要請等

４　その他（スケジュール・他の課長会での説明予定等）
・令和７年３月４日　　福祉・健康部会での説明
・令和７年３月１７日　　統括保健師会議での説明
・令和７年３月下旬　　事務連絡発出
・令和７年４月３日　　子育て支援室チームリーダー会議での説明
・令和７年４月２２日　　こどもサポートネット事業説明会での説明予定
・令和７年４月下旬以降　校長会（小学校及び中学校）での説明予定

こども・若者の自殺危機対応チーム事業（案）

【現状】・近年、児童生徒の自殺者数は増加傾向にあり、令和4年の全国の自殺者数は、統計を取り始めた昭和55年以降、最多の514名となっている
⇒国において、「こども・若者自殺危機対応チーム」を設置して、学校と行政が連携して自殺対策を推進していくこととしている
・大阪市においては15歳～19歳の自殺者数は令和４年に比べると減少傾向ではあるが、10代と20代の死亡原因の第1位が自殺となっている
・自殺生徒のうち最も自殺者数が多いのは高校生だが、大阪府が対象として実施

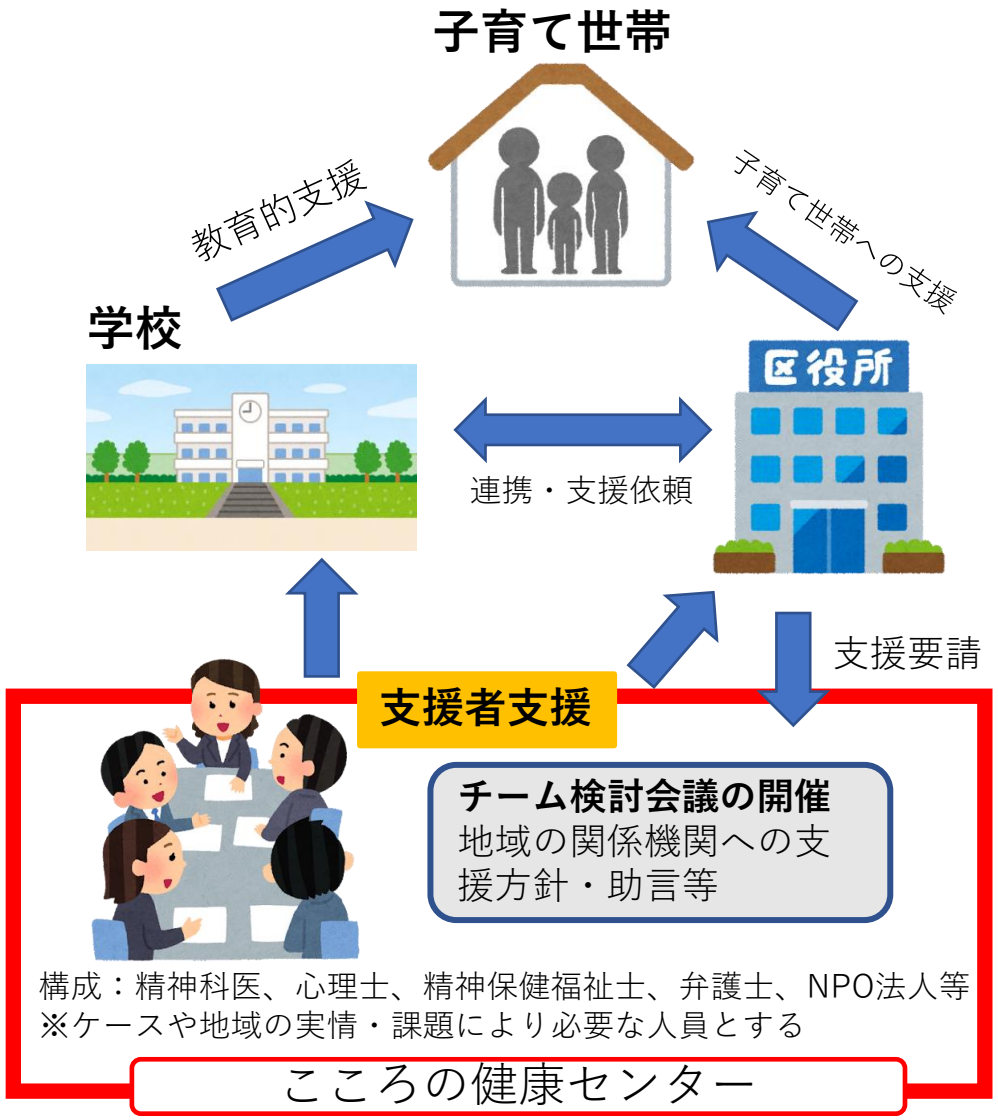

支援対象者（原則小中学生※に対する支援者）
・区や学校等地域で支援しているものの、どのように対応すべきか苦慮しており、対応チームによる支援を必要とする児童生徒等を支援している者
・学校と区役所との連携の仕組みである「こどもサポートネット」等を活用して、学校より相談があった自殺リスクの高い児童生徒等を対象に、区の児童福祉主管課（子育て支援室等）よりこころの健康センターに本事業の支援要請を行う

※言動や周囲の事情から、一定のリスクがあると認められる、①自殺未遂歴がある、②自傷行為の経験がある、③身近な人を自死で失くしている等のうち、自殺リスクが高く、チームによる支援や助言等が必要と考えられる小中学生等

ポイント
・本事業は支援者支援であり、課題のあるこどもやその家族等への直接支援はしない
・チーム検討会議には、可能な限り直接かかわりのある地域の支援者（教職員、区職員、サービス提供事業者等）の参加を支援要請元（区役所）が調整する

期待される効果⇒地域全体で「こども・若者が自殺に追い込まれることのない地域づくり」を進めることにより、
①こどもの自殺防止と学校現場等の負担軽減　②地域の自殺防止の対応力の向上

事業費：1,748千円（チーム会議にかかる「委員報酬」「旅費」「資料代」等）
財　源：1,748千円（府支出金（補助率10/10））

資料②

令和６年度保健福祉事務研究協議会（保育専門部会）の取組報告及び令和７年度の開催について

こども青少年局幼保施策部幼保企画課

１　令和６年度の取組報告について

保健福祉事務研究協議会（保育専門部会）においては、以前よりポイント制（保育所入所選考基準の点数化）の導入や子ども・子育て支援新制度への移行など、保育業務の大きな変革に際してご議論いただき、適正な制度構築・運用にご協力を頂いてきたところです。

また、令和６年度中は、こども青少年局で定めている関係要綱の改正や、一斉入所に係る市民への配布資料に加え、区保健福祉センター側からは保育業務に係る課題を提起していただくなど、保育業務の充実にむけてご議論いただきました。

令和７年度においては、国による就労証明書様式の全国統一化の方針を受け、関係要綱に定める保育利用調整基準の改正等についてご検討いただく必要が生じており、また、事務スケジュール等についても議論の必要があると考えられることから、引き続き保育専門部会の開催について、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

２　令和７年度の開催について

⑴ 開催について

保健福祉事務研究協議会運営要綱第３条第３号の保育専門部会を開催します。

⑵ 主な議題について（予定）

・こども青少年局の定める関係要綱（保育利用調整基準を含む。）の改正
・就労証明書（様式）等の改定
・一斉入所事務のスケジュール
・障がい・疾病のある児童に係る利用調整の取扱い
・各区保健福祉センターから提起される事項　　等

⑶ 開催時期等について

令和７年度当初の定期異動終了後、新年度の人選を完了した上で５月中旬に第１回の部会を開催したいと考えております。人選の進め方等については、定期異動後に開催される当月の福祉業務担当係長会で改めてご説明する予定です。

参考：令和６年度の保育専門部会の開催状況

＜部会長・部会員の所属先＞

部会長：住吉区

部会員：中央区、天王寺区、西淀川区、淀川区、東淀川区、東成区、阿倍野区、平野区

＜開催日＞

第１回　令和６年５月 13 日（月）

第２回　令和６年６月 13 日（木）

第３回　令和６年７月 12 日（金）

第４回　令和７年３月 19 日（水）

※ 時間帯・会場は、いずれも 14 時 00 分～17 時 30 分、本庁３階 301 会議室。

＜主な検討事項＞

・関係要綱（保育利用調整基準を含む。）の改正について

・令和７年度一斉入所事務に係るスケジュールについて

・定額減税関係（保育料）の事務取扱いについて

・障がい・疾病のある児童の入所事務について

・国の標準様式（就労証明書）の改定に伴う対応について　　など

資料③

すかいプロジェクトについて

高齢者施策部地域包括ケア推進課

1　趣旨（概要）

高齢者が地域でいきいきと暮らし続けられるよう、これまで以上に介護予防の取組を推進し、令和７年度より「”すかい”プロジェクト」と称し、介護予防の更なる推進にかかる様々な事業を実施する。

そのため４月１日から、すかいプロジェクトに関するホームページの公開を行ったため、概要説明を行う。

また、４月から実施する「アプリを活用した運動・外出促進事業」及び「難聴高齢者補聴器購入費助成事業」について概要説明を行う。

2　目的

資料のとおり

アプリを活用した運動・外出促進事業の概要

（令和7年度予算）
240,000（千円）

（概要）令和7年4月1日～
「おおさか健活マイレージ　アスマイル」のアプリに係る市町村オプションを導入し、
アスマイルアプリを利用する65歳以上の大阪市民が「歩数」や「イベント参加回数」の条件を達成すると、
電子マネーに交換できる「大阪市独自ポイント」を新たに付与するもの。

アスマイルとは

- 大阪府が提供する、18歳以上の大阪府民を対象とした健康をサポートするための無料のアプリ。
- アスマイルアプリに登録し、健康に関する活動（歩く・体重を図る・歯磨きをする等）を記録すると、府民ポイント（抽選でコーヒーや電子マネー等が貰えるポイント）が貯まる。

大阪市独自ポイント（R7.4.1～）

「ウォーキング」達成ポイント

① 1日6,000歩を達成
② 達成ごとに10ポイントを付与する。

「イベント参加」達成ポイント

① イベントの参加期間内にアスマイルアプリのイベントに3回以上参加
② 抽選で500ポイントを当選者に付与する。

大阪市独自ポイント
500ポイント貯まると
電子マネー（500円相当）
と交換可能

ポイント交換期限：R8.2.19（木）

（注）大阪市独自ポイントは、府民ポイントとは別に貯めるもの。

（その他）
ホームページ、チラシ、ポスターを作成するなど、65歳以上の大阪市民へ本事業に関する周知啓発を行う。

介護予防の更なる取組
（“すかいプロジェクト”）
～ �す こやかに �か いご予防で �い い人生 ～

介護予防を「始めてみる」

大阪市 “聞こえ”のサポート事業
（難聴高齢者補聴器購入費助成事業）

65歳以上の市民の方を対象に、
補聴器の購入費用の一部を助成します！

～ 補聴器を活用して健康でいきいきとした生活を ～

大阪市福祉局高齢者施策部
地域包括ケア推進課（令和7年4月）

大阪市 “聞こえ”のサポート事業
（難聴高齢者補聴器購入費助成事業）

加齢に伴う難聴の影響

加齢により、聞こえが悪くなる（難聴になる）と、
人とのコミュニケーションが困難となって社会的つながりが希薄となるため、
難聴は認知症や社会的孤立等の要因になると言われています。
難聴を早期に発見して症状を予防し、
より良い聞こえで健康的な人生を楽しみましょう！

コミュニケーション能力の
低下による社会的孤立

社会参加の減少等による
フレイルのリスク

※フレイルとは　加齢とともに全身の筋力や心身の活力が低下している状態

より良い聞こえで健康的な人生を

医療機関などでの
聴力検査

補聴器による
聴力の補正

健康でいきいきと
した生活

聞こえのセルフチェックリスト

聞こえの状態を知る セルフチェック！

「自分は大丈夫」と思っていませんか！？
チェックの数を数えて確認してみましょう！

1	会話をしているときに聞き返すことがよくある。	☐
2	後ろから呼びかけられると気づかないことがある。	☐
3	聞き間違いが多い。	☐
4	話し声が大きいと言われる。	☐
5	見えないところからの車の接近に気づかない。	☐
6	電子レンジなどの電子音が聞こえない。	☐
7	耳鳴りがある。	☐

（※出典：一般社団法人日本補聴器販売店協会HP）

チェックが1つ以上あって、
日常生活でお困りの場合は医療機関へ相談！

合計 ☐

大阪市難聴高齢者補聴器購入費助成事業の概要

“聞こえ”を確保するため、
65歳以上の市民の方を対象に、
補聴器の購入費用の一部を助成します！

（目的）

聴力機能の低下により外出等がなかなかできない65歳以上の高齢者（難聴高齢者）の方の“聞こえ”をサポートし、介護予防活動や周囲の人々との交流等の社会参加を支援します。

【対象者】

次のいずれにも該当する難聴高齢者の方が対象です。

- ◆ 申請時点で市内に住所を有する65歳以上の者であること ※1
- ◆ 身体障がい者手帳（聴覚）の交付対象者ではないこと
- ◆ 聴力が両耳それぞれ30デシベル以上70デシベル未満であること
- ◆ 補聴器相談医が補聴器の必要性を認めた者であること
- ◆ 本事業による助成を受けたことがないこと
- ◆ 介護予防活動等を行うこと ※2

※1　市内に居住しているものの、やむを得ない事情により本市の住民基本台帳に必要な事項が記録されていない方も助成の対象となります。

※2 「介護予防活動等」とは、「大阪市介護予防ポイント事業」や「おおさか健活マイレージ アスマイル」を利用して行う介護予防のための活動等をいいます。

【助成内容】

- ◆ 1回の購入で25,000円を上限に費用を助成します。
- ◆ 2回以上に分けて助成することはできません。
- ◆ 補聴器の購入費用のみ助成対象となります。
  （注）イヤモールドや診察料・検査料等は対象外です。

大阪市難聴高齢者補聴器購入費助成事業の流れ

補聴器相談医

①受診・検査
※意見書の発行

認定補聴器
専門店（販売店）

②相談・見積

大阪市役所

③申請
※申請方法は
5・6ページ

申請書＋添付書類

④通知

（注）「補聴器が必要」と記載されていない
意見書では助成対象外となります。

助成対象者決定の
通知が届いたら・・・

補聴器相談医

または

認定補聴器
専門店（販売店）

どちらかで
購入

⑤補聴器購入

⑥介護予防活動等を行う！

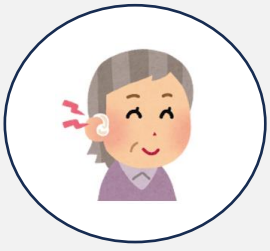

請求書＋添付書類

⑦費用請求
※請求方法は
7ページ

大阪市役所

⑧費用振込
※上限25,000円

補聴器購入費助成事業の「申請方法」

ステップ1　補聴器相談医による診断・意見書（原則：指定様式）作成　・・・（1）

①診察・検査を受ける

②意見書を作成してもらう

③意見書の交付を受ける

※1　指定様式の全項目を満たす書類であれば、指定様式に代えることができます。

※2　意見書は、必ず申請前6か月以内に作成されたものが必要です。

※3　様式は、大阪市ホームページに掲載しているほか、下記担当窓口でも配布します。

ステップ2　認定補聴器専門店・認定補聴器技能者へ相談・見積書作成　・・・（2）

①相談・見積依頼

②見積書を作成してもらう

③見積書を受け取る

ステップ3　申請書（本市指定様式）の作成等　・・・（3）

持参・郵送の場合

『申請書（本市指定様式）』に必要事項を記載します。

（様式第1号）
大阪市難聴高齢者補聴器購入費助成事業申請書

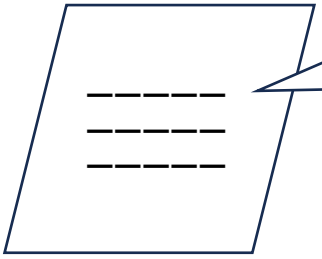

【記載事項】
申請者及び助成対象者の住所・氏名・電話番号・介護保険被保険者番号 等

※　様式は、大阪市ホームページに掲載しているほか、下記担当窓口でも配布します。

【担当窓口】
大阪市福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課
所在地：大阪市北区中之島1-3-20（大阪市役所2階）

補聴器購入費助成事業の「申請方法」

ステップ3　申請書（本市指定様式）の作成等　・・・（3）

オンラインの場合

『大阪市行政オンラインシステム』
で申請することができます！

大阪市行政オンラインシステム

詳細は、大阪市ホームページをご確認ください。

1 利用者登録 ⟩ 2 手続きを検索 ⟩ 3 手続きを選択 ⟩ 4 申請内容を入力

手続き検索キーワード：「難聴高齢者補聴器購入費助成事業」

ステップ4　関係書類の提出等　【期限】助成対象補聴器の購入前

持参・郵送の場合

関係書類

持参　または　郵送

【関係書類】
・意見書・・・（1）で交付を受けたもの
・見積書・・・（2）で受け取ったもの
・申請書・・・（3）で作成したもの

【提出先】福祉局高齢者施策部
地域包括ケア推進課

オンラインの場合

申請データ等を送信

・意見書データ・・・（1）の画像データ（添付ファイル）
・見積書データ・・・（2）の画像データ（添付ファイル）
・申請書データ・・・（3）で作成したもの（添付ファイル）

【送信先】福祉局高齢者施策部
地域包括ケア推進課

（注）個々の事情により上記以外の書類等の提出を求めることがあります。

補聴器購入費助成費用の「請求方法」

ステップ1　補聴器を購入して領収証を受領　・・・(1)

①助成対象者決定通知を受領

②補聴器の購入

③領収証の受領

ステップ2　購入した補聴器を活用して介護予防活動等を行う・・・(2)

①補聴器のフィッティング(調整)

②介護予防活動等を行う

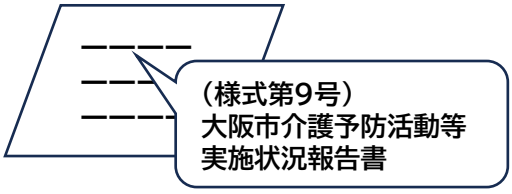

③活動報告書を作成

ステップ3　関係書類の提出等　【期限】助成対象者決定通知受領後6か月以内

持参・郵送の場合

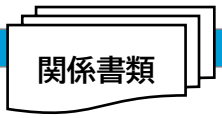

持参　または　郵送

【提出先】福祉局高齢者施策部
地域包括ケア推進課

【関係書類】
・請求書・・・(様式第6号)大阪市難聴高齢者補聴器購入費助成事業請求書
・助成対象者決定通知の写し・・・(1)で受領したものの写し
・領収証の写し・・・(1)で交付を受けたもの
・活動報告書・・(2)で作成した活動報告書

オンラインの場合

請求書データ等を送信

【送信先】福祉局高齢者施策部
地域包括ケア推進課

・請求書データ・・・(様式第6号)大阪市難聴高齢者補聴器購入費助成事業請求書
・領収証データ・・・(1)の画像データ(添付ファイル)
・活動報告書データ・・・(2)で作成した活動報告書

(注)個々の事情により上記以外の書類等の提出を求めることがあります。

【注意】対象となる医療機関や補聴器販売店

補聴器購入費助成を受けるためには、
①「補聴器相談医による意見書」の作成
②「認定補聴器専門店 または 認定補聴器技能者がいる店舗」での購入が必要です。

① 「補聴器相談医」について

補聴器相談医

必要な方が適切な補聴器を選択してお使いいただけるように、「適正な補聴器医療の構築」と「その円滑な遂行」のため、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会より委嘱された、一定の資格を有する耳鼻咽喉科専門医※です。

※「耳鼻咽喉科専門医」とは、
日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会より認定された耳鼻咽喉科の医師をいいます。

「補聴器相談医」については、
一般社団法人 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会の
公式ホームページで紹介されています。

https://www.jibika.or.jp/modules/certification/index.php?content id=28

② 「認定補聴器販売店」・「認定補聴器技能者」について

認定補聴器専門店

公益財団法人テクノエイド協会の認定補聴器専門店登録簿に登録されている補聴器販売店です。

認定補聴器技能者

公益財団法人テクノエイド協会により資格を付与された補聴器販売従事者です。
補聴器購入の相談や適合調整等を適切に行うことができる補聴器技能者であるとされています。

「認定補聴器専門店」や「認定補聴器技能者」については、
公益財団法人テクノエイド協会の公式ホームページで紹介されています。

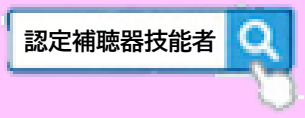

https://www3.techno-aids.or.jp/general/tech search prefecture.php?p=27

はじめよう

介護予防活動等のご紹介

次の活動が本事業の対象となります！

- 「**大阪市介護予防ポイント事業**」を
  利用して行う介護支援活動やこども支援活動

- 「**おおさか健活マイレージ　アスマイル**」を
  利用して行う健康づくり活動

等

“聞こえ”を確保して
これらの活動に取り組みましょう！

事業の詳細は次ページ以降へ

（活動1） 介護予防ポイント事業を利用した活動

大阪市 介護予防ポイント事業

活動者募集中！

大阪市介護予防ポイント事業とは？

【対象者】
本事業の研修を受講して活動者登録をした大阪市内にお住まいの65歳以上の方

【内容】
介護保険施設や保育所等で様々な活動を行い、活動時間に応じてポイントを貯め、貯まったポイントを換金することができる事業です。

施設活動コースの活動内容（例）

介護保険施設で
- 施設利用者の話し相手
- 菜園の手入れ
- 将棋などゲーム相手
- 食事の配膳
- ものづくりの講師

など

保育所・幼稚園等で
- 昔遊びの講師
- 登降園時の見守り
- 絵本の読み聞かせ
- 食器の片付け
- 行事や遊びの補助

など

障がい児者施設で
- 簡単なお掃除
- 散歩時の見守り
- イベントの補助
- 食器洗い、片付け
- 配茶などのお手伝い

など

施設活動コースポイント換金上限 10,000円

週1回の定期的な活動が介護予防につながります！
ポイントは活動時間に応じて貯まり、
貯まったポイントは換金することができます。

活動時間	ポイント
2時間未満	1ポイント
2時間以上	2ポイント

※1 換金は1ポイント100円
※2 6ポイントから申請可能

活動の始め方 施設活動コース（介護保険施設・保育所・認定こども園など）

研修の受講
参加登録
→ 施設などへ
活動申込
→ 活動開始
ポイント
GET！
→ **ポイントを換金**

登録時研修のご予約
いろいろなご質問など

大阪市社会福祉協議会 介護予防ポイント事業担当
所在地　大阪市天王寺区東高津町12-10
メール　kypoint@osaka-sishakyo.jp
ＴＥＬ　06-6765-5610
ＦＡＸ　06-6765-3512

（活動2） アスマイルを活用した健康づくり活動

おおさか健活マイレージ
アスマイル

「アスマイル」は、健康をサポートするための無料のアプリです。
アプリに登録してから、ウォーキングを行ったり、健康イベントに参加して、活動を記録すると、ポイントが貯まり、スムージーや電子マネーが当たる抽選に参加することができます。
ひとりで気軽に介護予防や健康づくり活動を行うことができます！

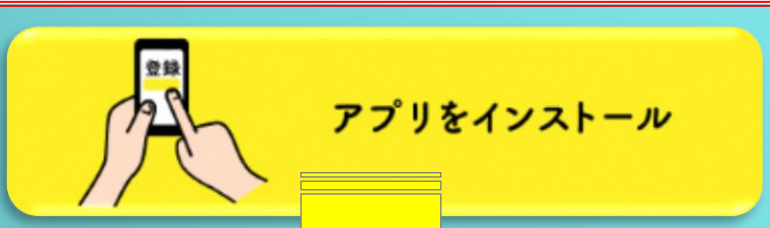

65歳以上の大阪市民の方

「歩数」や「アスマイル掲載のイベント参加」で条件を達成すると
電子マネー等と交換できる大阪市独自ポイントが貰えます！

詳細は、HPをご覧いただくか、
アスマイル事務局にお問い合わせください。

おおさか健活マイレージ　アスマイル事務局
TEL:06-6131-5804
（受付時間/9:00～17:00
（土・日・祝日・12/29～1/3を除く）

Q&A よくある質問

質問 申請や費用の請求に期限はありますか？

回答 申請は、費用の助成を受けようとする補聴器を購入する前に行っていただく必要があります。
費用の請求は、助成対象者の決定通知書が届いてから6か月以内に行っていただきます。

質問 介護予防ポイント事業やアスマイルアプリについて、すでに登録や活動を行っている人は助成の対象とはならないのですか？

回答 すでにこれらの登録や活動を行っている方であっても、補聴器の装着により、“聞こえ”が確保されることで、活動の頻度が増えたり、活動内容をより充実することができる場合等は、助成対象となります。

質問 施設入所者や要介護認定を受けている方などは助成の対象とはならないのですか？

回答 これらの状況・状態にあることだけを理由に助成対象外にはなりません。
「ご本人が本事業の対象者（3ページ）に該当するか」、「ご本人が介護予防活動等（9～11ページ）を行うことができるかどうか」についてご確認ください。

本事業の相談に関する
さまざまなご相談など

大阪市福祉局高齢者施策部
地域包括ケア推進課
所在地　大阪市北区中之島1-3-20
TEL　06-6208-9957
FAX　06-6202-6964

（様式第１号）

大阪市難聴高齢者補聴器購入費助成事業申請書

年　　月　　日

大 阪 市 長　　様

申請者　　住　　所

氏　　名

電話番号　　－　　－

助成対象者との関係　（□本人　□その他（　　））

大阪市難聴高齢者補聴器購入費助成事業実施要綱による補聴器の購入に係る費用の一部の助成を受けるため、同要綱第５条の規定に基づき、次のとおり申請するとともに、同要綱の内容を遵守し、介護予防活動等を行うことを誓約します。

また、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により住民基本台帳に記録されている私の世帯に係る情報及び介護保険法（平成９年法律第123号）により大阪市が保有している私の被保険者に係る情報のうち、同要綱による本事業の実施のため必要な情報については、当該実施にあたって必要な範囲内で各関係機関に対して調査、照会及び提供等が行われることに同意します。

<table>
<tr><th colspan="10">助成対象者に関する情報</th></tr>
<tr><td>介護保険
被保険者番号</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>ふりがな</td><td colspan="4"></td><td colspan="2" rowspan="2">生年月日</td><td colspan="3" rowspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="9"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">電話番号</td><td colspan="4">ご自宅</td><td colspan="5">携帯電話</td></tr>
<tr><td colspan="4">－　　－</td><td colspan="5">－　　－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">補聴器の種類
（種目･装着箇所）</td><td colspan="4">種目</td><td colspan="5">装着箇所</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td><td colspan="5">□両耳　□片耳（ 右 ・ 左 ）</td></tr>
<tr><td>購入予定
事業者名</td><td colspan="9"></td></tr>
<tr><td>身体障がい者手帳
取得の有無</td><td colspan="3">□有（区分：　　）
□無</td><td colspan="3">本事業による支給の有無（過去）</td><td colspan="3">□有（　年　月）
□無</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="9"></td></tr>
<tr><td colspan="10">収集した個人情報は、大阪市が実施する介護予防事業の案内送付に使用することがあります。
案内送付に使用することに同意しない場合のみ「✓」をしてください。　□ 同意しない</td></tr>
</table>

（注意）

⑴　申請にあたっては、大阪市難聴高齢者補聴器購入費助成事業医師意見書（様式第２号）と補聴器販売店等から受け取った見積書の写しを添付してください。

⑵　必要に応じて、その他の資料等をご提出いただくことがあります。

⑶　代理人により申請を行う場合は、本申請書に必ず委任状（様式指定なし）を添付してください。

⑷　本事業は、本申請書に添付する「(様式第２号) 大阪市難聴高齢者補聴器購入費助成事業医師意見書」等において、補聴器相談医が補聴器の装用が必要であることを認めた方だけが対象です。

★簡単なアンケートにご協力ください★

---

1 性別

□男性　□女性　□無回答

2 家族構成

□単身　□パートナーとの2人世帯　□子との2世代世帯

□その他（　　）

3 興味のあること

□体操　□運動　□音楽鑑賞　□将棋、囲碁等の娯楽

□その他(　　)

□特にない

ご協力ありがとうございました。

※ 回答いただいたアンケートの内容は、本事業の目的以外に使用いたしません。

（様式第２号）

大阪市難聴高齢者補聴器購入費助成事業医師意見書

<table>
<tr><td rowspan="2">助　成　対　象　者</td><td>住 所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>氏 名</td><td></td><td>生年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>傷　　病　　名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>傷病の部位・状況</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>聴　　力
（４分法による平均聴力）</td><td colspan="4">右　　ｄＢ　・　左　　ｄＢ</td></tr>
<tr><td>補　聴　器　の　要　否</td><td colspan="4">□要　　□不要
（注）「不要」の場合、本事業の助成対象外になります。</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="5">上記の通り診断する。

年　　月　　日

住　　所

電 話 番 号

医療機関名

補聴器相談医氏名</td></tr>
</table>

【注】

・この意見書は、医療機関において「**封緘**」のうえ交付くださいますようお願いします。

・両耳の聴力レベルがそれぞれ **30 デシベル以上 70 デシベル未満**であり、かつ補聴器の装用が必要であることを**補聴器相談医が認めた方**が本事業の助成対象者となります。

（様式第６号）

年　　月　　日

大阪市難聴高齢者補聴器購入費助成事業請求書

大阪市長　様

（※助成対象者本人のものを記載）

住　　所

氏　　名

電話番号

補聴器の購入に係る費用の一部について、大阪市難聴高齢者補聴器購入費助成事業実施要綱第８条第１項の規定に基づき、必要書類を添えて請求しますので、次に指定する金融機関の口座に振り込んでください。

記

（注）必ず助成対象者本人名義の口座を記載してください。

<table>
<tr><td>金　額</td><td colspan="4">円
※　金額の前には必ず￥を付けてください。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">添付書類
（該当するものに☑）</td><td colspan="4">☐　大阪市難聴高齢者補聴器購入費助成事業に係る助成対象者決定通知書の写し</td></tr>
<tr><td colspan="4">☐　助成対象者名義の補聴器購入に係る領収証の写し</td></tr>
<tr><td colspan="4">☐　大阪市介護予防活動等実施状況報告書</td></tr>
<tr><td colspan="4">☐　その他（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">振込口座</td><td>金融機関名称</td><td></td><td>支 店 名 称</td><td></td></tr>
<tr><td>預 金 種 別</td><td></td><td>口 座 番 号</td><td></td></tr>
<tr><td>フ リ ガ ナ</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>口 座 名 義</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

本市記入欄

<table>
<tr><td colspan="3">記載事項等照合先（契約番号等）</td><td>執行主管コード</td><td>支出命令番号</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>業務区分</td><td>☐歳　出</td><td>☐歳　入</td><td>☐歳計外</td><td>☐基　金</td></tr>
</table>

（様式第９号）

（大阪市難聴高齢者補聴器購入費助成事業）

大阪市介護予防活動等実施状況報告書

（提出先）
大阪市長 様

年　　月　　日

（※助成対象者本人のものを記載）
住　　所
氏　　名
電話番号　　－　　－

本事業の助成対象者決定通知を受け取った後に行った介護予防活動等の状況を報告します。
下記活動のその後の状況についてアンケートが実施された場合、当該アンケートに協力します。
下記内容について**事業の実施に必要な範囲内で下記団体等に確認が行われることに同意します。**

行った活動名称（必ず１つ以上を選択・記載してください）

☐ **介護予防ポイント事業の活動**　　**登録番号**（　　）
例）補聴器装着により、「新たに登録して活動を行った」・「活動頻度が増えた」・「新たな活動を行った」・「活動に復帰することができた」等

☐ **アスマイルを活用した健康づくり活動**　　**参加者番号**（　　）
例）補聴器装着により、「新たに登録して活動を行った」・「１日あたりの歩数が増加した」・「新たに健康イベントに参加した」等

☐ **その他（太枠内に詳細を記載）※上記の活動ができない場合のみ**

記載

（　　）

※「その他」の場合のみ記載

団体・活動内容等（「いつ」・「どこで」・「何を行ったのか」等を具体的に記載）

団体等の名称（　　）　団体等の連絡先（　　－　　－　　）

活動内容等

１　開始時期　　年　　月　　～
２　活動場所
３　活動内容

補聴器装着による効果（該当するもの全てを選択）

☐ 会話や物音が聞き取りやすくなった。
☐ 人との会話やコミュニケーションが増えた（楽しくなった）。
☐ 外出する機会が増えた。
☐ 気持ちが落ち着いたり、前向きになった。
☐ 興味のあること（趣味や娯楽等）が増えた。
☐ その他（　　）

介護予防の更なる推進「“すかい”プロジェクト」が始まります！ ～「す」こやかに「か」いご予防で「い」い人生 ～

ページ番号：649408　2025年4月1日

令和7年4月1日（火曜日）より、介護予防の更なる推進「"すかい"プロジェクト」（令和7年2月14日報道発表済み）が始まります！

「"すかい"プロジェクト」とは

「自分はまだ元気だから、今のところ必要がない」と考えている方も、元気なうちから介護予防に取り組むことが大切です。

介護予防は、「介護が必要な状態になることをできる限り予防し、自立した自分らしい生活を送り、年齢を重ねても"いきいき"と生きがいをもって暮らすための取組み」です。

大阪市は、市内にお住まいの高齢者の方に向けてさまざまな介護予防事業を行ってきました。

このような状況の中、大阪市では、長寿化の進展等により、今後要介護認定率の上昇が見込まれることを踏まえ、高齢者がいきいきと暮らし続けられるよう、これまで以上に介護予防の取組みを推進します。

介護予防への参加促進に向けて、これまであまり関心がなかった人等に対し、介護予防の取組みを「知る」「始めてみる」「楽しむ」「広げる」の4つの柱で実施します。

1　介護予防の取組みを「知る」－知らないと、始まらない－

介護予防に取り組みたい方、介護予防にあまり関心のない方、介護予防に関心はあるが取組方法がわからない方等に対し、介護予防に関する基本情報を広く周知啓発します。

介護予防の意義やこれまで大阪市が行ってきている介護予防事業については、「介護予防の意義や大阪市の介護予防事業」をご確認ください。

介護予防理解促進事業

ガイドブックやマップ等の作成による見える化

介護予防の活動の必要性や参加方法についてご案内するガイドブックを新たに作成することにより、介護予防に関する基本情報を広く周知啓発します。

また、ガイドブックと併せて、身近にある「通いの場」をわかりやすく地図上に掲載したマップを作成します。

「通いの場」とは、地域住民が集い、運動や茶話会、趣味の活動などを地域住民が主体的に行う、月1回以上の多様な活動の場等をいいます。

ガイドブックやマップについては、区役所や地域包括支援センター等の関係機関での配布やホームページへの掲載等を行うとともに、特定の年代の方には個別配付を行います。

（注）内容等の詳細が決まりましたら、本ページを更新するなど、あらためてご紹介します。

（参考）各区における「通いの場」マップや地域活動の紹介

「通いの場」のマップや地域活動の内容については、各区の社会福祉協議会のホームページで紹介されています。

各区の社会福祉協議会のホームページについては下記リンクをご確認ください。

- 北区
- 都島区
- 福島区
- 此花区
- 中央区
- 西区
- 港区
- 大正区
- 天王寺区
- 浪速区
- 西淀川区
- 淀川区
- 東淀川区
- 東成区
- 生野区
- 旭区
- 城東区
- 鶴見区
- 阿倍野区
- 住之江区
- 住吉区
- 東住吉区
- 平野区
- 西成区

骨折予防対策及び健康状態不明者対策

骨粗しょう症による骨折を予防するための啓発や、骨粗しょう症の治療が必要な方への保健指導により早期に治療につなげることで、骨折を予防します。

健診受診等につなげるため、未受診者のうち医療機関での受診確認ができない方等、健康状態が不明な方の状態を文書や電話、訪問等により把握します。

（注）内容等の詳細が決まりましたら、本ページを更新するなど、あらためてご紹介します。

2 介護予防の取組みを「始めてみる」－いつでも、今からでも－

アプリを活用した運動・外出促進事業

運動習慣の習得や外出機会の増加を支援し、介護予防活動の開始や継続につなげるため、令和7年4月1日（火曜日）以降、おおさか健活マイレージ「アスマイル」を活用し、新たに「歩数」や「イベント参加」で条件を達成された方へ、電子マネーに交換できるポイントを付与します。

事業の詳細は、「大阪市のアスマイル事業に係るホームページ」をご確認ください。

「調理」トレーニング教室

栄養に関する知識等の習得や仲間づくりにつなげるため、調理経験や栄養に関する知識の少ない65～74歳の前期高齢者（主に男性）向けに料理教室を開催します。

（注）内容等の詳細が決まりましたら、本ページを更新するなど、あらためてご紹介します。

「貯筋」トレーニング教室

筋力増加や運動習慣の習得につなげるため、筋力低下に不安のある65～74歳の前期高齢者に、運動プログラムを提供します。

（注）内容等の詳細が決まりましたら、本ページを更新するなど、あらためてご紹介します。

難聴高齢者補聴器購入費助成事業（“聞こえ”のサポート）

介護予防活動等への継続した参加の促進につなげるため、聞こえにくさ（難聴）が原因で外出等が困難な高齢者に対し、令和7年4月から補聴器購入費用の一部を助成します。

事業の詳細は、「大阪市“聞こえ”のサポート事業ホームページ」をご確認ください。

3 介護予防の取組みを「楽しむ」－今日どこ行こ、明日何しよ－

アプリを活用した運動・外出促進事業（再掲）

事業の詳細は、「大阪市のアスマイル事業に係るホームページ」をご確認ください。

介護予防ポイント事業

高齢者の外出機会の増加や社会参加を促進し、生きがいづくりや介護予防につなげるため、「介護予防ポイント事業」の活動対象施設に、幼稚園・障がい児・者施設を追加するなど活動範囲を拡大します。

事業の詳細は、「大阪市介護予防ポイント事業のホームページ」をご覧ください。

後期高齢者向けのフレイルリスク改善のためのトレーニング事業

フレイルの改善につなげるため、75歳以上の後期高齢者で、要介護認定を受けていない方のうち転倒や骨折のリスクが高い方に対し、筋力トレーニング等を実施します。

（注）内容等の詳細が決まりましたら、本ページを更新するなど、あらためてご紹介します。

就労的活動支援事業

就労的活動（有償の市民活動または無償のボランティア活動）を希望する高齢者に対し、高齢者個人の特性や希望にあった活動をコーディネートすることで、高齢者の社会参加を推進し、介護予防につなげます。

（注）内容等の詳細が決まりましたら、本ページを更新するなど、あらためてご紹介します。

民間企業が有する資源等の調査

地域住民とのマッチングや活動の実施を促進し、通いの場等の充実を図るため、民間企業に対して、地域活動に関する調査と分析等を行い、企業の有するノウハウや資源及び地域活動への貢献意欲を掘り起こし、把握した情報等について、生活支援コーディネーターへの連携や、ホームページ等で公表し活用します。

（注）内容等の詳細が決まりましたら、本ページを更新するなど、あらためてご紹介します。

4 介護予防の取組みを「広げる」－民間の頑張りを応援、広げていこう－

介護予防に取り組む介護事業者支援事業

介護事業者の取組を活用し、高齢者の介護予防や要介護状態の改善、重度化防止を図るため、百歳体操など通いの場の提供や支援など、介護事業者が現に取り組む介護予防、地域貢献の活動をホームページで紹介することや、介護予防や重度化防止に取り組む事業者へのインセンティブの導入に向けた検討を実施します。

（注）内容等の詳細が決まりましたら、本ページを更新するなど、あらためてご紹介します。

介護予防の意義や大阪市の介護予防事業

大阪市は、介護予防に関する講座や教室の開催、地域の方が主体的に開催される介護予防のための活動支援、認知症アプリや認知症ナビの運用など、さまざまな介護予防事業に取り組んでいます。

介護予防の意義や大阪市が行っている介護予防事業は、下記リンク先をご確認ください。

・介護予防・フレイル予防について
介護予防・フレイル予防の意義について掲載しています。

・大阪市介護予防ポイント事業
介護保険施設や保育所等で様々な活動を行うことでポイントが貯まり、貯まったポイントを換金することができる事業です。

・介護予防教室（なにわ元気塾）
月に1回、地域の集会所等で日常生活に役立つ情報を得たり、地域の人と交流を深めることができます。

・大阪市認知症アプリ・認知症ナビ
自らの認知症予防の取組みや、認知症の早期発見・早期対応を支援するアプリです。

・百歳体操
大阪市では百歳体操を始める方々を応援しています！

お問い合わせ先

- 下記以外の取組みに関すること
  福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課（06-6208-9957）
- 民間企業が有する資源等の調査に関すること
  福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課（06-6208-8060）
- 介護予防に取り組む介護事業者支援に関すること
  福祉局高齢者施策部介護保険課（06-6208-8028）
- 就労的活動支援事業に関すること
  福祉局生活福祉部地域福祉課（06-6208-7954）
- 骨折予防対策及び健康状態不明者対策に関すること
  福祉局生活福祉部保険年金課（06-6208-9876）

SNSリンクは別ウィンドウで開きます

【アンケート】このページに対してご意見をお聞かせください　入力欄を開く

このページの作成者・問合せ先

大阪市福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課
住所：〒530-8201　大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所2階）
電話：06-6208-9957 ファックス：06-6202-6964
メール送信フォーム

Copyright (C) City of Osaka All rights reserved.